

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第340回本審議会議事録

### 1 日 時

令和2年11月5日（木） 10時05分～10時35分

### 2 場 所

大阪中央労働基準監督署 6階講堂

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、服部委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、北畑委員、黒田委員、清水委員

（使用者代表委員）

柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、渡邊賃金課長、高原主任賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、溝端最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金及び大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告について

（2）大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について

（3）その他

(開会 10時05分)

## 高原主任賃金指導官

ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第340回総会を開催します。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますよう、お願いいたします。

本日は、

公益を代表する委員 3名

労働者を代表する委員 3名

使用者を代表する委員 5名

の計11名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、立見委員、深井委員、労働者を代表する上山委員、中川委員、使用者を代表する吉田委員は、本日、所要のため御欠席です。労働者を代表する北畑委員は現在こちらに向かっているとのことです。

本日の配布資料について御説明いたします。

「会議次第」、「配席図」、「会議資料」、こちらは資料1から資料8までホッチキス止めしております。

特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、9月30日に全専門部会の審議が終了しました。

全7業種のうち、「大阪府非鉄金属製造関連産業」、「大阪府自動車小売業」の2業種については、専門部会の改正決定の必要性審議において、労使の主張に隔たりがあり、全会一致とならず、「改正決定の必要性なし」との結論に至りました。

一方、本配布した資料1に、今年7月8日の第335回総会において了承されました「最低賃金専門部会の審議に関する了解事項」を添付しておりますが、その中の「特定最低賃金専門部会」の項目の第3項に、「審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。」とあります。

このため、改正決定の必要性について全会一致に至らなかった非鉄金属製造関連産業、自動車小売業の専門部会の審議結果について報告を行う必要が生じたために、本総会を開催させていただくことになりました。

あらかじめ、御了承願います。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 服部会長

それでは、議事(1)の「大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金及び大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告について」に入ります。

先ほど事務局から説明をいただきましたが、非鉄金属製造関連産業、自動車小売業の最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会において全会一致とならず、不一致となったとのことでした。まずは、非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果の報告を部会長代理の水島委員から願

いたします。

## 水島委員

本日、部会長の立見委員が欠席のため私から報告をさせていただきますが、まず、事務局から会議資料2の非鉄金属製造関連産業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 服部賃金指導官

令和2年9月11日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会

大阪府非鉄金属製造関連産業

最低賃金専門部会

部会長 立見淳哉

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和2年7月8日開催の大阪地方最低賃金審議会（第335回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

以上です。

## 水島委員

私からは、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議経過について、報告いたします。

第1回専門部会は、8月25日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議会の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました「改正の必要性の有無に係る意見書」に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について、御主張をいただきました。

第2回専門部会を8月31日、第3回専門部会を9月3日に開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に、審議を行いました。

労働者を代表する委員は、「改正決定の必要性あり。」、使用者を代表する委員は、「改正決定の必要性なし。」との御主張は、3回の審議をもってしても変わらず、労使合意に至りませんでした。

このため、当初3回の予定であった改正決定の必要性の審議を延長することし、第4回専門部会を9月11日に実施しましたが、結果的に、改正決定の必要性の有無について、全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、「改正決定の必要性ありとすることができない」との結論になりました。

報告は、以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいま、水島委員から非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいただきました。

御報告の内容について、各委員から御意見、御質問がありましたら、御発言をいただければと思います。

### 黒田委員

審議の内容について意見を申し上げたいと思いますが、後ほどほかの報告もございますので、それを受けて全体の話として申し上げるということでもよろしいでしょうか。

### 服部会長

はい、結構でございます。

### 平岡委員

同じく後ほどまとめて申し上げます。

### 服部会長

それでは、御意見については後ほどということですので、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

### 服部会長

それでは、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員からの異議はないということですので、進めてまいります。

事務局は答申文案を準備してください。

### 渡邊賃金課長

それでは、答申文案の準備ができておりますのでただいまから配付させていただきます。

( 答申文(案)を配付 )

### 服部会長

お手元に配られたのが、答申文案です。

事務局で読み上げてください。

### 服部賃金指導官

令和2年11月5日

大阪労働局長

木暮康二 殿

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月8日付け大労発基0708第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

**服部会長**

ただいまの内容で御異議ございませんか。

（ 異議なし ）

**服部会長**

ありがとうございます。それでは、局長に答申を行います。

（ 会長から答申文を局長に手交 ）

**服部会長**

続きまして、自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長の飯島委員から御報告をお願いいたします。

**飯島委員**

それでは、報告をさせていただきますが、まず、事務局から会議資料3の自動車小売業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

**服部賃金指導官**

令和2年9月25日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会

大阪府非鉄金属製造関連産業

最低賃金専門部会

部会長 飯島敬子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和2年7月8日開催の大阪地方最低賃金審議会（第335回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。

以上です。

## 飯島委員

私から、大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会における審議の経過について、説明いたします。

第1回専門部会は、8月21日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議会の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました「改正の必要性の有無に係る意見書」に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について、御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は、8月28日、9月7日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に、審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は、「改正決定の必要性あり。」、使用者を代表する委員は、「改正決定の必要性なし。」との御主張がなされ、審議は平行線のままでした。

このため、当初3回の予定であった改正決定の必要性の審議を延長し、第4回専門部会を9月25日に実施しましたが、結果的に、改正決定の必要性の有無について、全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、「改正決定の必要性ありとすることができない」との結論になりました。

報告は、以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいま、飯島委員から自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいただきました。

御報告の内容について、各委員から御意見、御質問がありましたら、御発言をいただければと思います。

先ほど、御意見をまとめてということでしたので、ここでいただきたいと思います。黒田委員お願いします。

## 黒田委員

先ほどの2つに報告に対して申し上げます。

コロナ禍といういろいろな厳しい状況の中、我々も経験がなく、このようなことは初めてです。審議も4回に至ったということであり、この間、委員の皆様には大変御苦勞をおかけしました。感謝申し上げます。

その上でではございますが、今回、2つの業種が結果として必要性なしとなったということになりました。結果として、報告にもあったように労使それぞれの主張に隔たりが大きいということでしたが、引き上げのあったほかの5つの業種とどう違うのかと考えています。

使用者の皆様方の歩み寄る姿勢がなかったのではないかと考えています。労働者側としましては、そのようなことに対し、大変遺憾であると考えています。

また、5つの業種についても、必要性ありとなり引き上げが行われたものの、きわめて小幅の引き上げであったことにつきまして非常に残念であります。労働者側としては、決して満足しているというわけではございません。

ただ、コロナの影響が長引いており、企業の経営や雇用環境は、ますます不透明感が増しているということについては労働者側としても認識しています。

しかしながら、このような状況の中でも取り組んでいかなければならないこともあり、特に経済の好循環をどうしていくのか考えていかなければなりません。実際に、コロナ禍にあっても人手不足の企業もあるので、人的投資は必要ではなかったのかと考えています。

今年は、大阪府最低賃金の改正がなかったので、すでに優位性があるということで、優位性があればいいのではないかという議論があったかもしれませんが、それは全く御門違いだと思っています。当初から結論ありきの専門部会での審議になっていたのではと。労働者側としましては、いくつかの資料を提出させていただいて審議の臨んだわけですが、その資料をどれだけ審議していただいたのか、使用者側がどこまで資料を真摯に検討いただいたのかというところも極めて不透明であると思っています。

コロナの状況がどこまで続くのかということではありますが、この状況は経済の好循環がなければ脱することができないことを主張させていただきます。

また、地賃の答申に、賃上げが可能な企業は、前向きに引き上げを検討することが望ましいとありましたが、果たして、今回の特定最低賃金の審議において、使用者側委員にどこまで御理解していただけたのか疑問のあるところです。

いずれにしましても、今回は厳しいやり取りの中での結論でございますが、来年に向けて引き続き、使用者の真摯な対応を求めていきたいと思っています。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。それでは使用者を代表する委員からお願いします。

## 平岡委員

ただいま、報告いただきました両部会の結果につきましては、コロナ禍の厳しい状況の中、その状況を踏まえて、時間をかけて真摯かつ慎重に議論を行っていただいた結果と受け止めておりますので、「必要性ありとすることはできない」との結論は妥当であると考えています。

ほかの業種の引き上げ額につきましても、同様に慎重な審議を重ねた結果だと受け止めています。

来年の審議についても、使用者側として、引き続き真摯に議論を進めていきたいと考えています。

## 服部会長

ほかに御意見はございませんか。

それでは、御意見もございましたが、大阪府自動車業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

### 服部会長

それでは、事務局は答申文案を準備してください。

### 渡邊賃金課長

答申文案の準備ができておりますのでただいまから配付させていただきます。

( 答申文(案)を配付 )

### 服部会長

お手元に配られたのが、答申文案です。  
事務局で読み上げてください。

### 服部賃金指導官

令和2年11月5日

大阪労働局長

木暮康二 殿

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月8日付け大労発基0708第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

### 服部会長

ただいまの内容で御異議ございませんか。

( 異議なし )

### 服部会長

ありがとうございます。それでは、局長に答申を行います。

( 会長から答申文を局長に手交 )

### 服部会長

続きまして、議事（２）「大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告」に入ります。  
事務局から、報告をお願いします。

## 渡邊賃金課長

それでは、先ほど御報告のありました非鉄金属製造関連産業、自動車小売業以外の残り５業種の特定最低賃金の審議結果について説明をさせていただきます。

５業種の特定最低賃金は、各専門部会において、全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定についても全会一致で議決されており、改正決定最低賃金審議会令第６条第５項に基づき、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

それぞれの特定最低賃金についてですが、まず、大阪府塗料製造業最低賃金につきましては、資料４のとおり９月３０日に専門部会における全会一致により、プラス１円の１時間９７１円で決議されております。

また、大阪府鉄鋼業最低賃金は、資料５のとおり９月２９日に専門部会における全会一致により、プラス２円の１時間９６８円、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金は、資料６のとおりプラス１円の１時間９６８円、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金は、資料７のとおり９月２５日に専門部会における全会一致により、プラス１円の９７０円、大阪府電気機械器具製品関連産業最低賃金は、資料８のとおり９月３０日に専門部会における全会一致により、プラス１円の１時間９６６円でそれぞれ決議されております。

なお、ただいま説明させていただいた特定最低賃金の効力が発生する発効日は、すべて令和２年１２月１日であることを、申し添えます。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

先ほどの答申とただいまの御説明のとおり、これで全ての大阪府最低賃金が決定いたしました。

それでは、大阪労働局の木暮局長から御挨拶をいただきます。

## 木暮局長

私からはお礼の御挨拶を申し上げます。

本日、会長から令和２年度の大阪府非鉄金属製造関連産業及び大阪府自動車小売業最低賃金について答申をいただきました。

また、残りの５業種の大阪府特定最低賃金についても、すでに各専門部会において答申をいただいております、これで全ての大阪府の最低賃金が決定いたしました。

私共が諮問させていただいたのが今年の７月８日でございますので、４か月の長い期間にわたり、皆様方に熱心に審議いただいたということでございます。今年は、コロナという非常に厳しい状況の中でどのように考えるかということにつきまして、大変難しいことではございましたが、何とか今日の日を迎えることができました。

いずれにしても、最低賃金が発効しました後は、最低賃金の周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んで参ります。

最後になりますが、引き続き、大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

#### 服部会長

ありがとうございました。

続きまして、議事（3）「その他」に入ります。

労働者を代表する委員、何かございませんか。

（なし）

#### 服部会長

使用者を代表する委員、何かございませんか。

（なし）

#### 服部会長

事務局から、何かございませんか。

（なし）

#### 服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきまして、私のほか、

労働者を代表する委員は、黒田委員に

使用者を代表する委員は、平岡委員に

お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれを持ちまして閉会とします。

委員の皆様ありがとうございました。

ありがとうございます。

（ 閉会 10時35分）